

政令第六十三号

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令（平成二十三年政令第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

「岩手県のうち

「福島県のうち

「福島県のうち

九戸郡のうち洋野町

耶麻郡のうち磐梯町及び猪苗

本則の表中

を

に、

伊達郡のうち国見町」

福島県のうち

町 河沼郡のうち会津坂下町

伊達郡のうち国見町」

び柳津町 大沼郡のうち昭和

「岩手県のうち

「岩手県のうち

二戸市 岩手郡のうち雫石町及

下閉伊郡のうち普代村

代
福島県のうち

を

及
耶麻郡のうち磐梯町及び猪苗代

に、

「福島県のうち

を

宮城県のうち

び滝沢村

白石市

村」
町 河沼郡のうち会津坂下町及

福島県のうち

び柳津町 大沼郡のうち昭和村」

福島市

「岩手県のうち

「岩手県のうち

盛岡市

に、
を

に改める。

盛岡市」
宮城県のうち

柴田郡のうち村田町」

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日として、岩手県二戸市等の区域において行われる市町村の議会の議員又は長の選挙に係るものを定める必要があるからである。